

救急車の適正利用を

全国的に救急件数は増加傾向であり、三木市でも年々救急件数が増加しています。昨年中の救急件数は過去最高の3,784件で、3,535人を搬送していますが、そのうち入院を必要としない軽症者が約半数を占めています。

救急車が本来に必要なか、家用車やタクシー、また一般の交通機関を利用できないかを119番通報する前に今一度考えてください。

○重大な病気やケガのときは、すぐに119番通報を！

- ・突然の激しい頭痛や嘔吐
- ・突然の胸痛や背部痛
- ・突然の激しい腹痛や吐血

- ・ろれつが回らず上手く話せない
- ・手足が突然しびれ力が入らない
- ・意識障害やけいれん
- ・交通事故、高所からの墜落や階段からの転落

○救急車を本当に必要とする人のために、適正な利用にご理解とご協力をお願いします。

症状が軽く、迷うような状況であれば、119番通報をする前に市消防本部(☎82-0119)に相談してください。

市消防本部 ☎82-0119

市消防署 救急救助課 ☎89-0173

その119番 本当に緊急ですか？



消防車などの緊急走行に対するご理解とご協力を

消防車や救急車などの緊急自動車は、一刻も早く災害現場や病院へ行かなければなりません。そのため、道路交通法で特例が認められています。

しかし、緊急自動車が必要不可欠のためには、皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。緊急自動車が近づいたときは、状況に応じて次のような対応をお願いします。

- ・周囲の状況に配慮し、速やかに道路の左側によって進路を譲る
- ・交差点付近では交差点内を避け、道路の左側に寄って一時停止する
- ・狭い道路や路地で停車する場合は、緊急自動車

車の通行に支障がないように配慮する歩道のない道路などを歩いている人や自転車に乗っている人は、速やかに進路を譲る

- ・緊急自動車が高速度道路などの本線に入ろうとしているときは、その進行を妨げないようにする

緊急走行時にサイレンを鳴らすことは、法令で義務づけられています。市民の皆様は、安全を守るため、サイレン音に対してご理解をお願いします。

市消防署 救急救助課 ☎89-0173



軽自動車税の納期限は5月31日

納税通知書は5月中旬に送付します。納付書で納める方は、5月31日(木)までに近くの銀行・郵便局・農協などの金融機関、コンビニで納付してください。口座振替で納める方は、5月31日(木)に振替します。

なお、市税の納付は、便利な口座振替を利用してください。現在、口座振替を利用する方で、振替の停止を希望する方は、5月18日(金)までに連絡してください。

領収証書兼納税証明書は大切に保管を

軽自動車の継続検査(車検)の際には、領収証書兼納税証明書が必要です。領収証書兼納税証明書は、車検証と一緒に大切に保管してください。

紛失した場合、市役所3階税務課で、納税証明書を再取得していただけますが、金融機関の窓口で軽自動車税を納めた場合、(市)税務課で納付状況が確認できるまで最長10日間ほどかかります。その間は納税証明書が発行できませんので注意してください。

市税務課 管理係



三木警察署だより ☎82-0110

子どもたちが狙われています ~児童がネット利用で犯罪の被害に遭っています~

○作りましょう、家庭でのルール

犯罪やトラブルから子どもを守るために、家庭でのコミュニケーションで、日頃からインターネットの危険性を教え、フィルタリングを利用するなど家庭のルールを作ることが大切です。



あ・ひ・ル・の・お・や・こ

あ 会に行かない

ネットで知り合った人に会に行かない

ひ 秘密にする

パスワードは家の鍵と同じ、秘密にしておこう!

ル ルールを守る

みんなで作ってみんなで守ろう! ネットのルール!

の 載せない

自分や友達の名前・住所・写真をネットに載せない

お 思いやり

誰が見ても笑顔になれる“思いやりのある書き込み”を

や やっておこう! フィルタリング

フィルタリングはみんなを守る強い味方!必ずやっておこう

こ コミュニケーションを大切に

家族や友達、身近な人と過ごす時間を大切にしよう

困った時は、一人で悩まずすぐ相談!

Q&A 消費生活相談

問(市)生活環境課 環境政策・消費者行政係

最近の相談から

文面が見えないようにシールが貼付されているはがきを受け取った。シールをはがすと「総合消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれていた。「期日までに連絡がない場合は給与や不動産などの差し押さえをする、裁判の取り下げについて相談に乗るので問い合わせるように。」と取り下げ最終期日と連絡先が書かれていた。具体的な未納金額や契約会社名などの記載はなかった。料金の未納について全く身に覚えが無い。どうしたらいいだろうか。(70歳代 男性)

給与や不動産の差し押さえなどを強制的に行うなどと不安をあまり、訴訟の取り下げなどについて相談するように誘導し、お金をさせようとする手口です。

中には公的機関を思わせる名称が書かれている場合もあります。

アドバイス

- ・期日までに連絡するようにと書かれていても身に覚えがなければ、絶対に連絡をしないでください。相手に連絡すると個人情報を出される危険があります。
- ・連絡してしまっても身に覚えがなければ、お金を支払わないでください。
- ・不安に感じたり、架空請求なのか判断に迷ったりする場合は、ひとりで悩まずに消費生活センターにご相談ください。

消費生活相談 商品や契約に関する苦情や多重債務に関すること

- ▶日時 月・火・木・金曜 午前9時~正午、午後0時45分~4時 (祝日と第4木曜を除く)
- ▶会場 市役所2階消費生活センター